

事 務 連 絡
令和7年11月21日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「強い経済」を実現する総合経済対策」における医療分野の
「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」による支援について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、経済状況の変化等に対応するため、令和8年度診療報酬改定の時期を待たず、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することで、その効果を前倒しすることとし、医療分野においては、

- ・ 救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応に向けた支援を行うほか、
- ・ 物価を上回る賃上げの実現に向けた支援

等を行うこととしています。（別紙1参照）

また、経済対策においては、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューとして、医療機関等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することや、同交付金の拡充についても盛り込まれています。（別紙2参照）

厚生労働省としては、物価・賃金上昇の影響を受けて厳しい状況にある医療機関等に対し、本パッケージ及び本交付金の双方により緊急かつ実効性のある支援を強力に推進してまいりたいと考えております。

このため、各都道府県・市区町村衛生主管部（局）あてに別添の事務連絡を発出し、各都道府県において、上記の内容の支援メニューが経済対策に盛り込まれていることをご承知おきいただくとともに、今後の速やかな執行に向けて必要な準備を始めていただくようお願いしたところです。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いします。

事 務 連 絡

令和7年11月21日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医薬局総務課

「強い経済」を実現する総合経済対策」における医療分野の
「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」による支援について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定。以下「経済対策」という。）において、経済状況の変化等に対応するため、令和8年度診療報酬改定の時期を待たず、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することと、その効果を前倒しすることとし、医療分野においては、

- ・ 救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応に向けた支援を行うほか、
- ・ 物価を上回る賃上げの実現に向けた支援

等を行うこととしています。（別紙1参照）

また、経済対策においては、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューとして、医療機関等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することや、同交付金の拡充についても盛り込まれています。（別紙2参照）

厚生労働省としては、物価・賃金上昇の影響を受けて厳しい状況にある医療機関等に対し、本パッケージ及び本交付金の双方により緊急かつ実効性のある支援を強力に推進してまいりたいと考えております。

当該支援の詳細については令和7年度補正予算案の閣議決定後に改めてご連絡いたしますが、上記の内容の支援メニューが経済対策に盛り込まれていることをご承知おきいただくとともに、今後の速やかな執行に向けて必要な準備を始めていただきますようお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2640、2672、2620、2609

厚生労働省医薬局総務課

電話：03-5253-1111 内線 4264、4265

経済対策（抜粋） ※下線部は追記

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

(医療・介護等支援パッケージ)

国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することが必要である。政府としては、これまで累次の支援策を講じたものの、依然として物価・賃金上昇の影響を受けている状況であることを踏まえ、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげるため、その報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるという認識に立ち、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。

医療分野においては、経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

施策例

- ・医療・介護・障害福祉分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援（こども家庭庁、厚生労働省）
- ・医療・介護・障害福祉分野における生産性向上・職場環境改善に対する支援（厚生労働省）
- ・病床数の適正化に対する支援（厚生労働省）
- ・産科・小児科医療機関等に対する支援（厚生労働省）

経済対策（抜粋） ※下線部は追記

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

（1）地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL P ガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、

- ・事業者については、特別高圧やL P ガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

施策例

- ・物価高に大きく影響を受ける家計・事業者等を支援する「重点支援地方交付金」
(内閣府)